

資料2 環境を取り巻く現況と課題

1 環境を取り巻く社会的状況

環境問題は、人々の生活や健康と密接に関わる公害に関するものはもとより、みどりの保全や生態系の保全など自然に関するもの、都市の景観や快適性などに関するもの、地球温暖化に代表される地球環境問題など多岐にわたっており、日常生活に関わる地域での環境問題から地球規模の問題にまで広がっています。

国は、東日本大震災後の平成24年（2012年）に第四次環境基本計画を策定し、環境行政の究極目標である持続可能な社会について、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけるとともに、今後の四半世紀に及ぶ施策展開の方向性を示しています。

（1）地球温暖化

地球温暖化に関しては、世界各地において気候変動による災害が多発しており、環境の変化を身近に感じるまでになっています。平成25年（2013年）にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が出した第5次報告書（第1作業部会報告書の政策決定者向け要約（SPM））では、地球温暖化の主な要因は人間活動であった可能性が極めて高いとしています。さらに、今世紀末に世界の平均気温が最大4.8度、海面水位が同82センチ上昇すると予測し、CO₂排出量と世界の平均気温の上昇量がほぼ比例するとの見解を示し、対策の必要性を強調しています。

国は地球温暖化問題について、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の果たす責務を明確にするとともに、

平成20年（2008年）の改定により特例市以上の地方公共団体に対して、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制等のための計画の策定を義務づけました。しかし、平成23年度（2011年度）の全国の温室効果ガス排出量の約13億770万トンは、京都議定書の基準年から3.7%増加しており、温室効果ガス排出量の削減の取組が必要な状況といえます。このように、今まさに、子どもたちの世代へ良好な環境を引き継ぐ責任が問われています。

（2）循環型社会

大量生産、大量輸送、大量消費、大量廃棄という社会経済構造・ライフスタイルは、資源の枯渇や最終処分場の容量不足など、様々な問題を引き起こしています。近年は発生抑制や再使用、再生利用（資源化）等の取組が進んできたことにより、平成12年度（2000年度）以降、国内の一般廃棄物排出量は継続的に減少しているものの、さらなる廃棄物の発生抑制や資源の再利用・再資源化を進めるとともに、環境に配慮した製品の普及に努める必要があります。

こうした中、国は、平成12年（2000年）に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、合わせて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を改正等整備しました。更に、個別の物品の特性に応じた(略称)「グリーン購入法」「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「自動車リサイクル法」「建設リサイクル法」に加え、平成25年（2013年）年4月に「小型家電リサイクル法」が施行されるなど、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進するための法整備等を進めています。

(3) 生物多様性

生物の多様性は、人類に多くの恵みを与え、人類存続の基盤となっています。また、地域における固有の財産として地域文化の多様性をも支えています。しかし、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱など、生物多様性の深刻な危機に直面しています。このため、生物多様性への影響を最小限にし、その恵みを将来にわたり享受できる持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

こうした中、国は平成19年（2007年）に生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる施策の目標と取組の方向性を定めた第三次生物多様性国家戦略を策定しました。翌年の平成20年（2008年）には生物多様性基本法を制定し、国・地方自治体・事業者・市民、及び市民団体の責務を明記しました。更に、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とする「生物多様性地域連携促進法」を制定するなど、法整備等を活発に進めています。

また、平成22年（2010年）には愛知県で第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）が開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成22年（2010年）以降の世界目標である「愛知ターゲット」が採択されました。

(4) 環境教育

国連では平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までを「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とし、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓

発活動を推進することが求められています。地域においても環境学習の機会の充実やさまざまな人材を活かし、具体的な行動に結びつく環境教育が必要です。

こうした中、国は平成23年（2011年）に「環境保全活動・環境教育推進法」を抜本改正し、学校での環境教育の充実や、環境行政への民間の団体との協働の推進等を盛り込んだ「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律」（環境教育等促進法）を公布し、平成24年（2012年）に完全施行しました。

(5) 地域環境の保全

都市部ではアスファルトやコンクリート等で地表面が覆われている割合が高く、熱がたまりやすくなっています。加えて、建物での空調や自動車等のエネルギー消費による排熱も増加しており、周辺より気温が高くなるヒートアイランド現象が生じています。その解決には、生活・事業活動のスタイルの変化に加え、建物など都市構造の変化も求められています。

また、大気汚染等は以前に比べてかなり改善されていますが、これまでの工場や自動車による大気汚染に加え、近年はPM2.5等に関して、中国からの越境大気汚染等が課題となっています。

更に、自動車等の移動発生源対策について、今後も引き続き推進する必要があります。国も、従来の法律だけでなく、低公害車の普及を行っていくための補助金等の支援や自動車関連税のグリーン化、道路交通情報通信システム（VICS）などを用いた交通流対策などを試みています。

2 吹田市の現況と課題

本市では、平成21年（2009年）に「吹田市第2次環境基本計画」を策定して以降、平成23年（2011年）に「吹田市地球温暖化対策新実行計画」及び「吹田市第2次みどりの基本計画」、平成24年（2012年）に「一般廃棄物処理基本計画改訂版」を策定するなど、個別計画の見直しや策定に取り組んできました。

現行計画やこれらの個別計画に基づき、計画的かつ総合的に施策や取組を進めることにより、市域における環境の状況は概ね好転しています。

（1）施策全般について

地球環境の分野では、アジェンダ21すいたをはじめ市民や事業者等との連携のもと、節エネルギーの推進、高効率な省エネルギー機器及び再生可能エネルギーの導入促進等に取り組んできました。しかし、家庭部門や業務部門からの温室効果ガス排出量は平成2年（1990年）に比べて大幅に増加しており、今後も引き続き、これらの部門における取組を強化する必要があります。

資源循環の分野では、地域コミュニティの活性化を図りつつ、ごみの12種分別の徹底や再生資源集団回収の推進、事業者への指導などにより、廃棄物の減量が進んでいます。

生活環境の分野では、環境監視や規制基準順守の指導を継続して進めることにより、国の環境基準の対象となる項目については改善の方向が見られるものの、通過交通による大気汚染や騒音問題、土壌汚染や地下水汚染など、取組を強化すべき課題となっています。また、都市機能や幹線道路が集中する本市では、ヒートアイランド対策も大きな課題です。今後も、市民、事業者への情報提供や啓発を進めるとともに、まちづくりや都市構造の視点も含めた、長期的

な対策の推進が求められています。

自然環境の分野では、市民団体等との連携による動植物の保全活動や自然環境に関する調査などに取り組んできましたが、大規模な開発等による自然環境の変化、まちなみの変貌が生じています。今後もこれらを保全するための取組を着実に進めるとともに、近隣自治体や大阪府との更なる連携を図る必要があります。

また、都市環境の分野では、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン等を適切に運用し、環境に配慮した開発や建築の誘導、望ましい景観づくり等を進めてきました。今後、低炭素社会の構築につながる快適で美しいまちなみの創造に取り組むことが求められています。

これまでの環境施策の実施状況は、年度ごとに取りまとめて、環境審議会の評価を受けたうえで、「すいたの環境」（環境白書）やホームページで公表しています。

（2）市民の環境に関する意識

本市では、まちづくりを進めるにあたって、4年に1度市民の意向を市政に反映することを目的に市民意識調査を実施しています。平成22年度（2010年度）に行なわれた調査から次のような市民意識が伺えます。

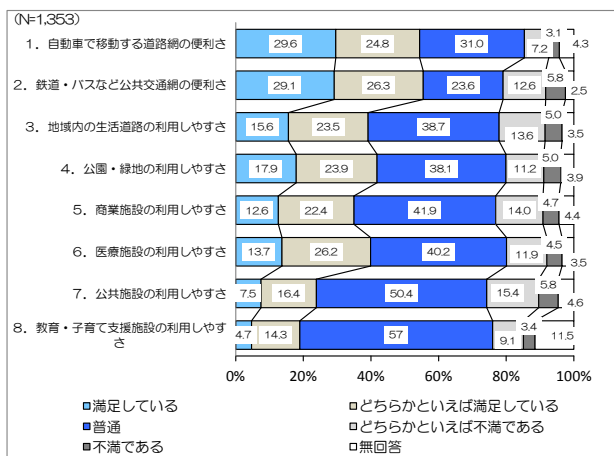
①地域環境の満足度

地域環境を「利便性」からみた満足度について「満足」「どちらかといえば満足」と答えている割合をみると、「自動車で移動する道路網の便利さ」「鉄道・バスなど公共交通網の便利さ」が50%以上ですが、「公共施設の利用しやすさ」、「教育・子育て支援施設の利用しやすさ」ではその割合が低く、30%未満となっています。（図12）

また、地域環境を「快適性」からみた満足度に「満足」「どちらかといえば満足」と答えている割合をみると、「居住環境の心地よさ」が50%以上ですが、「歩行者にとっての道路の安全性」、「河川やため池、樹林地などの自然環境」ではその割合が低く、30%未満となっています。（図13）

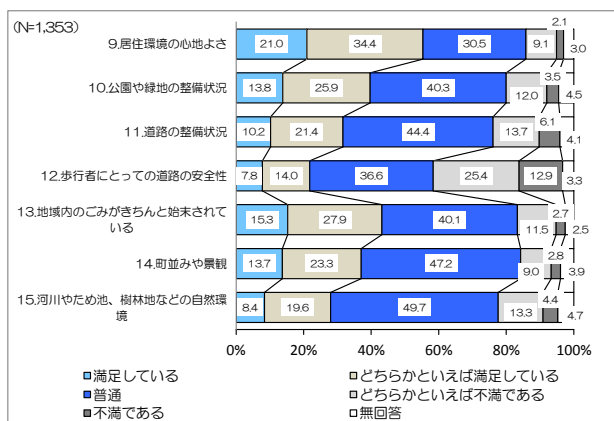
これらを地域別にみると、総合評価である地域環境の満足度にも大きな開きがみられます。（図14）

図12 地域環境の満足度（利便性）



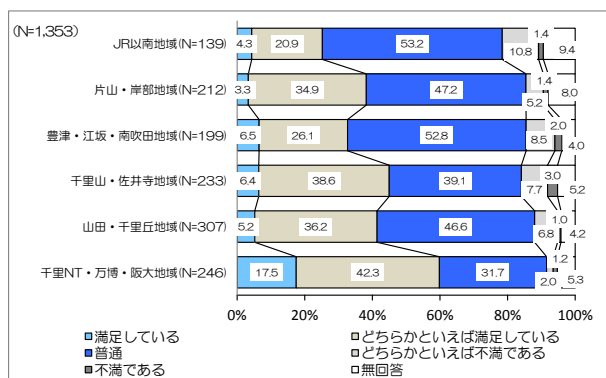
（平成22年度 市民意識調査）

図13 地域環境の満足度（快適性）



（平成22年度 市民意識調査）

図14 地域別の満足度（総合評価）

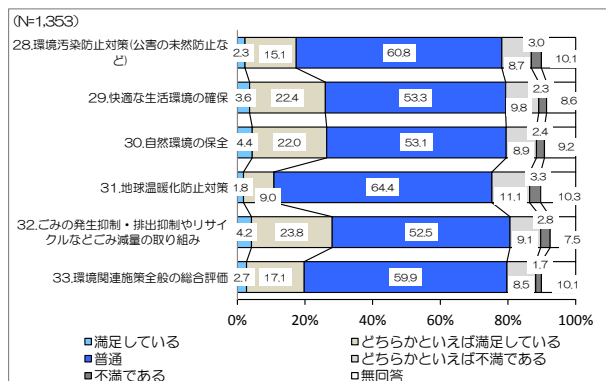


（平成22年度 市民意識調査）

②市の行う環境施策の満足度

市の行う環境施策についての満足度では、「満足」「どちらかといえば満足」と答えている割合を見ると、最も高い「ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなど、ごみ減量の取組」でも30%弱と、全体的に低くなっています。

図15 環境保全に関する市の取組への満足度



（平成22年度 市民意識調査）